報告第１号

令和６年度福津市学校運営協議会委員の任命について臨時代理した件の承認について

福津市学校運営協議会規則（平成１８年福津市教育委員会規則第８号）第４条及び第５条の規定に基づき、令和６年度学校運営協議会委員を任命することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき、令和７年１月６日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第２項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和７年１月２９日

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田　中　　一　郎

参　考
〇福津市学校運営協議会規則（抄）
（設置）
第４条　福津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校ごとに協議会を設置する。
（委員の任命等）
第５条　協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。
（１）　対象学校の所在する地域の住民
（２）　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
（３）　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第９条の７第１項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
（４）　対象学校の校長
（５）　学識経験者
（６）　関係行政機関の職員

（７）　その他教育委員会が必要と認める者

２　委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

３　委員の定数は、各協議会につき１５人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の３未満であってはならない。

４　対象学校の校長は、第１項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

臨　時　代　理　書

令和６年度福津市学校運営協議会委員の任命について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和７年１月６日

福津市教育委員会

教育長職務代理者　田　中　　一　郎

臨時代理の内容

令和６年度福津市学校運営協議会委員の任命について

（別紙のとおり）

理由

学校運営協議会の発展的な運営のため委員を新たに任命する必要があるとの学校長からの意見を受け、福津市学校運営協議会規則（平成１８年福津市教育委員会規則第８号）第５条の規定に基づき、別紙の者を学校運営協議会委員に任命する。

これが、臨時に代理する理由である。

（別紙）

令和６年度　学校運営協議会委員名簿（任命）

学校	選出	区分	氏　名	フリガナ	団体名	職名
福間南小学校	1号	地域住民	村上　浩一	ムラカミ　コウイチ	イオンモール福津	ゼネラルマネージャー

任期　令和７年１月６日　から　令和７年３月３１日まで

報告第２号

令和７年第１回福津市議会臨時会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、令和７年第１回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき、令和６年１２月２６日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第２項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和７年１月２９日

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田　中　　一　郎

参　考

〇福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第６条　教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第２条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

２　前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨　時　代　理　書

令和７年第１回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和６年１２月２６日

福津市教育委員会

教育長職務代理者　田　中　　一　郎

臨時代理の内容

令和７年第１回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和７年第１回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

６福教総第　７０６　号
令和６年１２月２６日

福津市長　原﨑　智仁　様

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田中　一郎

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく
意見について（回答）

令和６年１２月２６日付６福総第９６２号文書で照会のありました、令和７年第１回福津市議会臨時会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

・令和６年度福津市一般会計補正予算（第８号）について

６福総第９６２号
令和６年１２月２６日

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田中　一郎　様

福津市長　原﨑　智仁

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく
意見の照会について

令和７年第１回福津市議会臨時会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、意見を求めます。

記

・令和６年度福津市一般会計補正予算（第８号）について

議案第１号

福津市教育委員会事務委任規則の一部を改正することについて

福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を制定する。

令和７年１月２９日

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田　中　　一　郎

理　由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２８条第２項の規定に基づき長に対して申出を行う教育財産の取得及び処分について、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の金額等に準じて、教育委員会としての委任規則を整理するため、改正の必要が生じた。

また、事務の実情を鑑み教育長の専決事項を追加するなど、その他条文の整備を行った。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則
（令和７年１月　　日福津市教育委員会規則第　号）

福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１４号を次のように改める。

（１４）　土地、建物その他の重要な教育財産（１件の予定価格が２，０００万円未満のものを除く。）の取得及び処分を申し出ること。

第２条第１６号中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第１７号中「委員会等」を「教育委員会」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第４条中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第７条第１項各号を次のように改める。

（１）　第２条第４号に掲げるもののうち、事務局職員(任期付き採用職員を含む。)の任免その他の人事(懲戒を除く。)に関すること。

（２）　第２条第４号に掲げるもののうち、福岡県教育委員会への非常勤職員の派遣申請に関すること。

（３）　第２条第５号に掲げるもののうち、任免及び分限に関すること。

（４）　学齢児童生徒の就学すべき学校を指定すること。

（５）　第２条第１８号に掲げるもののうち、採択手順の決定及び調査員の任免に関すること。

（６）　行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関すること。

（７）　第２条第２０号の審査請求のうち、行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関する審査請求に関すること。

（８）　教育委員会の後援に関すること。

（９）　表彰に関すること。

（１０）　叙位及び叙勲に関すること。

（１１）　告示、公告、公表及び公示に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

福津市教育委員会事務委任規則(平成17年福津市教育委員会規則第7号)新旧対照表

新	旧
(教育長に対する事務委任)	(教育長に対する事務委任)
第2条　教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	第2条　教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(1)～(13)　(略)	(1)～(13)　(略)
(14)　土地、建物その他の重要な教育財産(1件の予定価格が2,000万円未満のものを除く。)の取得及び処分を申し出ること。	(14)　土地、建物その他重要な教育財産の取得及び処分を申し出ること。
(15)　(略)	(15)　(略)
(16)　市長の補助機関たる職員若しくは市長の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。	(16)　市長の補助機関たる職員若しくは市長の管理に属する行政機関の長に委員会　の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。
(17)　市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をすること。	(17)　市長の権限に属する事務の一部を委員会等　に委任すること又は委員会　の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をすること。
(18)～(24)　(略)	(18)～(24)　(略)
(委任事務の処理の特例)	(委任事務の処理の特例)
第4条　教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の決定を求めなければならない。	第4条　教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、委員会　の決定を求めなければならない。
(教育長の専決)	(教育長の専決)
第7条　教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決(特定の事案の決定を常時教育委員会の名において行うことをいう。)をすることができる。	第7条　教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決(特定の事案の決定を常時教育委員会の名において行うことをいう。)をすることができる。
(1)　第2条第4号に掲げるもののうち、事務局職員(任期付き採用職員を含む。)の任免その他の人事(懲戒を除く。)に関すること。	(1)　第2条第4号に掲げるもののうち、事務局職員(任期付き採用職員を含む。)の任免その他の人事(懲戒を除く。)に関すること。
(2)　第2条第4号に掲げるもののうち、福岡県教育委員会への非常勤	(2)　第2条第4号に掲げるもののうち、福岡県教育委員会への非常勤

職員の派遣申請に関すること。	職員の派遣申請に関すること。
(3)　第2条第5号に掲げるもののうち、任免及び分限に関すること。	(3)　第2条第18号に掲げるもののうち、採択手順の決定及び調査員の任免に関すること。
(4)　学齢児童生徒の就学すべき学校を指定すること。	(4)　告示、公告、公表及び公示に関すること。
(5)　第2条第18号に掲げるもののうち、採択手順の決定及び調査員の任免に関すること。	(5)　教育委員会の後援に関すること。
(6)　行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関すること。	(6)　学齢児童生徒の就学すべき学校を指定すること。
(7)　第2条第20号の審査請求のうち、行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関する審査請求に関すること。	(7)　表彰に関すること。
(8)　教育委員会の後援に関すること。	(8)　叙位及び叙勲に関すること。
(9)　表彰に関すること。	(9)　行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関すること。
(10)　叙位及び叙勲に関すること。	(10)　第2条第20号の審査請求のうち、行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関する審査請求に関すること。
(11)　告示、公告、公表及び公示に関すること。	
2　(略)	2　(略)

議案第２号

福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について

別紙の者を福津市立学校通学区域審議会委員に委嘱する。

令和７年１月２９日

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田　中　　一　郎

理　由

福間中学校の過大規模緩和を図るため、福間中学校及び福間東中学校の一部の通学区域への校区選択制の導入について、福津市立学校通学区域審議会へ諮問する必要が生じたことから、福津市立学校通学区域審議会規則（平成１７年福津市教育委員会規則第３８号）第３条に基づき委員を委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参　考

〇福津市立学校通学区域審議会規則（抄）

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する１２人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の３未満であってはならない。

（１）　市立学校の校長代表

（２）　市立学校のＰＴＡ代表

（３）　識見を有する者

（４）　その他教育委員会が必要と認める者

２　審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、前条に規定する諮問に係る審議が終了するときまでとする。

福津市立学校通学区域審議会委員名簿（案）

任期：委嘱の日から審議が終了するときまで

	区分	区分名称	氏名	性別	役職名等	備考
1	１号	市立学校の校長代表	シミズ　アキラ 清水　光朗	男		福間中学校　校長
2	１号	市立学校の校長代表	クニヒロ　シンヤ 國廣　信弥	男		福間東中学校　校長
3	２号	市立学校のＰＴＡ代表	カネコ　ユカ 金子　優香	女		福間中学校　PTA副会長
4	２号	市立学校のＰＴＡ代表	コヤマ　ノリヒデ 小山　典秀	男		福間東中学校　PTA会長
5	２号	市立学校のＰＴＡ代表	カツタニ　ミサト 葛谷　美里	女		福間南小学校　PTA会長
6	３号	識見を有する者	オニキ　ツトム 鬼木　務	男		福岡教育大学　教授
7	４号	教育委員会が必要と認める者	ヨシムラ　ヒロコ 吉村　仁子	女		光陽台１区　自治会長
8	４号	教育委員会が必要と認める者	ハラ　ヒデトシ 原　秀俊	男		光陽台南区　自治会長

議案第３号

福津市立学校の通学区域の運用に係る諮問について

福津市立学校通学区域審議会に別紙のとおり諮問する。

令和７年１月２９日

福津市教育委員会
教育長職務代理者　田　中　　一　郎

理　由

福間中学校の過大規模緩和を図るため、福間中学校及び福間東中学校の一部の通学区域への校区選択制の導入について、福津市立学校通学区域審議会へ諮問したいので教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

（案）

６福教総第７４７号
令和７年　月　日

福津市立学校通学区域審議会会長　　様

福津市教育委員会

福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について（諮問）

福間中学校の過大規模緩和策として、光陽台１区、光陽台２区、光陽台３区及び光陽台南区に、福間中学校又は福間東中学校への通学を保護者が選択できる校区選択制を導入することについて、諮問します。

教育委員会スケジュール（実績）

月日	曜	事　　項	時間	場所	委員	教育長
1月6日	月	庁議	10:45	庁議室		○
1月9日	木	宗像地区人権・同和教育実践交流会	14:45	ふくとぴあ	○	○
1月12日	日	二十歳のつどい	9:30	福津市中央公民館	○	○
		成人祝賀駅伝	12:00	福津市内		○
1月14日	火	議会	9:30	議場		○
1月16日	木	市町村教育委員会　研究協議会	13:15	オンライン	○	
1月18日	土	宗像区小学校PTA連合会指導者研修会	13:00	ふくとぴあ		○
		校区再編に関する意見交換会	17:00	福間南郷づくり交流センター		○
1月19日	日	校区再編に関する意見交換会	10:00	福間南郷づくり交流センター		○
		校区再編に関する意見交換会	17:00	福間郷づくり交流センター		○
1月20日	月	校区再編に関する意見交換会	19:00	別館1階大ホールCDE		○
1月25日	土	コミュニティフェスタ	9:00	カメリアホール	○	○
		校区再編に関する意見交換会	17:00	光陽台南公民館		○
1月26日	日	校区再編に関する意見交換会	10:00・17:00	光陽台公民館		○
1月27日	日	校区再編に関する意見交換会	19:00	光陽台公民館		○
1月28日	火	庁議	13:15	本館2階庁議室		○
1月29日	水	令和7年福津市教育委員会第1回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○

教育委員会スケジュール（予定）

月日	曜	事　　項	時間	場所	委員	教育長
2月3日	月	議会開会予定	未定	議場		○
2月10日	月	庁議	9:00	庁議室		○
2月13日	木	令和7年福津市教育委員会第2回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○
		管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
		福岡地区不祥事防止対策推進委員会	教育長会議終了後	福岡教育事務所		○
2月19日	水	グランドデザイン報告会	13:30	カメリアホール	○	○
2月20日	木	庁議	9:00	庁議室		○
2月27日	木	宗像区検診委員会	14:00	オンライン		○

3月の教育委員会定例会は3月25日（火）15：30～の予定です。宜しくお願いします。